

「協働のまちづくり指針《改訂版》」 について(概要版)

～『つながる』意識の醸成を目指して～



奥州市
協働のまちづくり

奥州市協働まちづくり部
地域づくり推進課

I 協働のまちづくり指針改訂の主旨

◎協働のまちづくり指針とは

- 市民の皆さんと行政が共通認識をもって「協働によるまちづくり」を進めるための「共通の手引書」
- 協働の基本的な考え方を示した「本編」と市が行う協働推進施策を示した「施策編」で構成

◎協働のまちづくり指針改訂の経緯

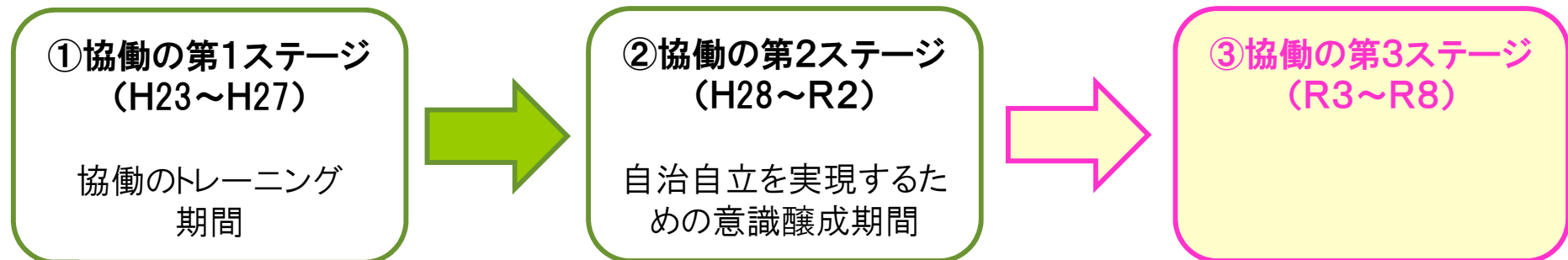
- 現在は、「協働のまちづくり指針<<増補版>>」において、平成28年度から令和2年度までの期間を「協働の第2ステージ」とし、増補版指針に基づく協働推進施策を展開
- ※令和2年度をもって運用期間満了のため、令和3年度からの指針として改訂

◎協働のまちづくり指針改訂の視点

- 協働の基本的な考え方に変更なし⇒「本編」は時代の変化に伴う文言等の調整のみ
- 令和3年度から令和8年度までの期間を「協働の第3ステージ」とし、地区振興会などの地域づくり活動団体やNPO法人などの市民公益活動団体等（協働の担い手）が行う公益活動を、さらに自立的、主体的、計画的、持続的なものとし、「協働によるまちづくり」を進めるため、

市が行う「協働推進施策」を総合的に改訂

◎協働のまちづくり指針が目指す姿



Ⅱ 現指針に基づく施策の成果と課題(1)

◎地域づくり活動の推進

《実践した主な事務事業》

○協働のまちづくりアカデミーの開講、 ○地区センター指定管理者制度選択導入の促進、 ○地域運営交付金制度、協働のまちづくり交付金制度等の運用、 ○地域づくり推進課地域支援室の設置と連携、 など

《主な成果》

- ◎協働の担い手の着実な養成と輩出
- ◎全ての地区センター管理を地区振興会が担う
- ◎安定的な地域(地区振興会)運営促進

《主な課題》

- ▼地域づくり活動の担い手不足の解消に至らず
- ▼地域運営の経営資源の自己調達が困難
- ▼他の協働の担い手との協働推進体制が整いきれず

◎市民公益活動の推進

《実践した主な事務事業》

○市民活動支援コーディネーターの配置、 ○奥州市民活動支援センターの運営、 ○市民提案型協働支援事業補助金制度の運用、 など

《主な成果》

- ◎協働事業化により団体の取組みの最適化
- ◎地域課題解決に向けた取組みの活性化
- ◎今後の市民公益活動サポート体制の構築

《主な課題》

- ▼補助金制度の活用件数の減少
- ▼他の協働の担い手との協働推進体制が整いきれず
- ▼市民公益活動サポート体制の強化

Ⅱ 現指針に基づく施策の成果と課題(2)

◎協働推進体制の整備

《実践した主な事務事業》

○協働の提案テーブル制度の運用、○協働のまちづくり推進員の配置、○自治基本条例推進委員会の運営、協働のまちづくりフォーラムの開催、など

《主な成果》

◎協働の視点に立った話し合いがなされ始め、協働の意識が徐々に浸透

◎市民参画手続手法の多様化

《主な課題》

▼協働の担い手により、協働意識の浸透に差

▼他の協働の担い手との協働を進めるきっかけ、場が不足

▼各種計画等への意見反映割合低い

▼協働推進予算の確保困難

★3つの施策共通の課題

協働の担い手の悩み：自身の取組みを地域課題の解決につなげるにはどうすべきか

手本となる事例や他の担い手の活動状況などの情報を得られる場、気軽に意見交換ができる場などがあれば、解決に向けたヒントや糸口が得られ、地域課題の解決に『つながる』可能性あり。

奥州市では、①協働の担い手同士の情報交流・意見交換の場（ツール）が限定的
②協働の担い手同士が連携しての地域課題の解決に向けた取組みの実践が僅少

この課題を解決するための施策を創設し、改訂指針では重点的に取り組む

Ⅲ 改訂指針の目指す姿

～『つながる』～

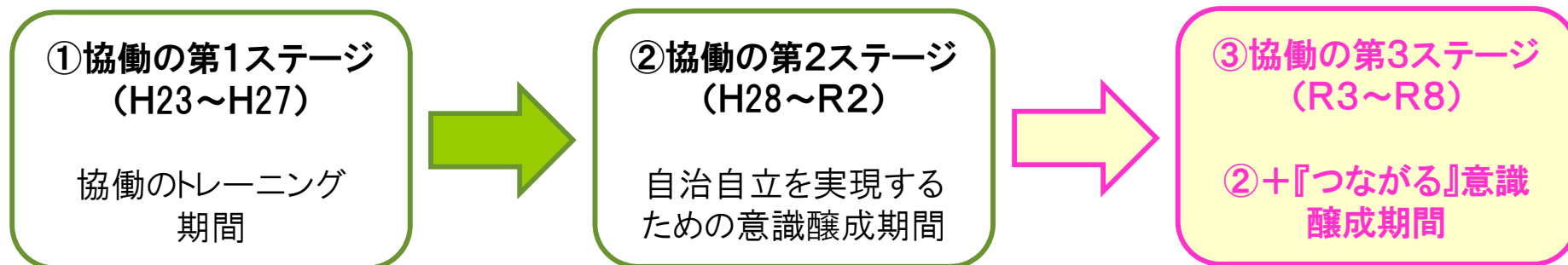
- (1) 現指針において取り組んでいる「自治自立を実現するための行動を選択する段階であることの意識醸成を図ること」については、その定着には至っていないため、継続して取り組む必要があります。
- (2) 協働の担い手の公益活動が、自立的、主体的、計画的、持続的なものとなるためには、(1)の意識醸成に加え、担い手が相互につながりながら、それぞれが持つ強みやスキル、ノウハウを持ち寄り、それらを共有し、最大限活かしつつ、時には連携した形で地域課題の解決に向けた取り組みを実践していく意識をも醸成していくことが肝要です。

∴改訂指針では、「協働の担い手が実践する公益活動が、組織の垣根を超えて『つながる』ことを強く意識した活動となること」を目指し、市は、担い手とともに「担い手同士」や「担い手と市」が『つながる』きっかけを増やしていく取り組みを進めていきます。

- (3) (2)を意識して活動できる協働の担い手が市内全域に数多く生まれることにより、多種多様な担い手同士のネットワークの構築が図られ、地域課題の解決に「つなげる」こと、担い手の公益活動の活性化に「つなげる」こと、さらには、次代の担い手に「つなげる」こと、に『つながる』取組みに昇華することが期待されます。

- (4) 加えて、市民や事業者がその姿に触発され、新たに地域づくり活動や市民公益活動への参画するなど、担い手の底辺拡大への貢献が期待されます。

◎協働のまちづくり指針が目指す姿



《参考》改訂指針が目指す「つながる」事例

◎地域づくり活動団体と市民公益活動団体が『つながる』！

地区内で初の「花火の打ち上げ」を目指す「稲瀬振興会」と「打ち上げ花火」の経験を持つ「藤里ファイヤーワークス」とが『つながる』！

実施に際しての許認可等クリアしなければならない事項が整理され、当日は、円滑に、そして華やかに実施されました。

◎地域づくり活動団体と地域づくり活動団体が『つながる』！

地区内で初の「夏まつり」の開催を目指す「伊手振興会」と既に「夏まつり」を開催している「姉体町振興会」とが『つながる』！

夏まつりを実際に視察し、意見交換を行うなどし、開催に向けた課題等が整理され、開催に向けた構想が固まりつつあります。

◎市民公益活動団体と市民公益活動団体が『つながる』！

障がい児を対象とした「サッカー教室」の開催を目指す「NPO法人シチズンスポーツ奥州」と障がい児支援のノウハウを持つ「NPO法人こぼ」とが『つながる』！

それぞれがもつ「ノウハウ」や「強み」を融合させ、参加者の安全が十分確保された、スポーツの楽しさを伝えることができた、イベントとなりました。

◎その他の『つながる』！

- ・白山地区振興会とNPO法人いわて地域づくり支援センターが『つながり』、地区コミュニティ計画を改訂
 - ・北股地区振興会と岩手県立大学が『つながり』、ワークキャンプ(ボランティア活動)を開催
 - ・ひめかゆ協力会と(株)ひめかゆが『つながり』、ひめかゆ温泉前のフラワーガーデンを再生
- ※地区振興会内組織として「課題解決型特命チーム」を組織し、地域課題の解決に向けた取組みを実践(真城地区振興会(ちーむやなぎ(仮))、生母地区振興会(もたい元気の会、赤生津活性化協議会))

IV 改訂指針における施策の体系(1)

市では、令和8年度を目途に、協働の担い手が「目指す姿」となり、その「姿」が持続可能なものとなるよう、協働推進施策として4つの柱を掲げ、それら施策に基づく各種事務・事業に取り組めます。

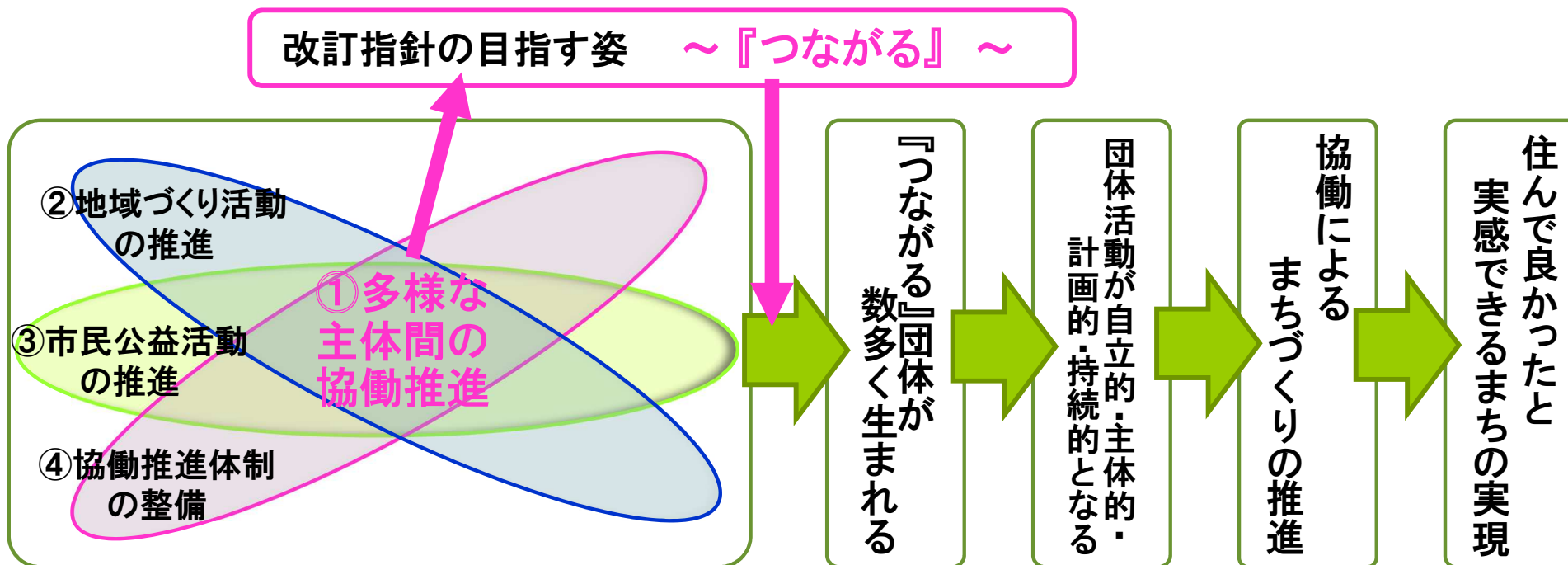
◎協働のまちづくり指針《改訂版》の協働推進施策

①多様な主体間の協働推進（重点テーマ）、

②地域づくり活動の推進、③市民公益活動の推進、④協働推進体制の整備

※「多様な主体」とは、協働の担い手のほか、奥州市に関わる全ての団体・個人を指します。

◎協働推進施策のイメージ図



IV 改訂指針における施策の体系(2)

◎協働推進施策一覧

施策(大分類)	施策(小分類)
①多様な主体間の協働推進	ア 協働の担い手育成の強化
	イ 情報提供と情報共有の充実
	ウ 主体間の相互交流の活性化
②地域づくり活動の推進	エ 自立した地域運営への誘導
	オ コミュニティ計画の促進
	カ 地区づくり活動拠点施設管理の適正化
	キ 自治集会施設の環境維持
③市民公益活動の推進	ク 市民公益活動の活性化
	ケ 市民活動支援センター機能の拡充
④協働推進体制の整備	コ 市職員の協働意識の高揚
	サ 協働の提案テーブルの機能向上
	シ 市政への市民参画機会の充実
	ス 協働推進のための関連経費の確保

V-1 多様な主体間の協働推進

ア 協働の担い手育成の強化

協働の担い手が市内の各地域において、地域課題解決のための持続的な活動、『つながる』意識をもった活動ができるよう、下記人材育成事業に取り組めます。

- 協働のまちづくりアカデミー（初級編）開講事業（見直し）
- 協働のまちづくりアカデミー（『つながる』編）開講事業（新規）
- 協働推進スキルアップ研修開催事業（見直し） など

イ 情報提供と情報共有の充実

市民や協働の担い手の協働に対する理解と実践意識の浸透、公益活動の活性化に資する情報の提供と協働の担い手の『つながる』意識の醸成を進めるため、下記事業に取り組めます。

- 協働のまちづくりフォーラム、地区振興会長等研修会開催事業（見直し）
- 情報誌「Irori」や「広報おうしゅう」、市ホームページ等を活用した情報発信事業（継続）
- 公共施設等への市民公益活動情報ブースの整備（新規） など

ウ 主体間の相互交流の活性化

協働の担い手の『つながる』意識の醸成と担い手同士の相互連携による地域課題の解決に向けた取り組みの促進、それぞれの公益活動が自立的・主体的・計画的・持続的となることに「つなげる」ため、また、市民の協働の担い手の活動への関心を高め、一人ひとりが協働によるまちづくりの主役であることの意識を浸透させ、地域づくり活動や市民公益活動への参画を促すため、下記事業に取り組めます。

- 協働の担い手との協働での公益活動サポート体制の整備（新規）
- （仮称）『つながる』フェスタ開催事業（新規） など

V-2 地域づくり活動の推進

エ 自立した地域運営への誘導

新型コロナウイルス感染症対策を念頭に入れた新たな活動様式の模索を含めた地域主体の地域づくり活動を促進し、自立した地域運営へ誘導するため、下記事業に取り組めます。

- 地域づくり活動スキルアップ研修開催事業（見直し）
- 地域運営交付金制度の運用（見直し）
- 各地区担当市職員との連携（継続） など

オ コミュニティ計画の促進

地域自らが地域の課題を認識し、地区コミュニティ計画を策定しながら、計画的にその解決に向けた活動に取り組むことで、地域の主体性や自立性を育むため、下記事業に取り組めます。

- 協働のまちづくり交付金制度の運用（見直し）
- 地域運営自立チャレンジ補助金制度の創設と運用（新規） など

カ 地域づくり活動拠点施設管理の適正化

地区センターを地域づくり活動の拠点として、地域住民が安心して利活用できるよう、管理に係る必要経費の適正な算定と支援体制の見直しを不断に行い、当該施設の適正な維持管理に努めます。

- 地区センター施設（指定管理施設）の適正管理（見直し）

キ 自治集会施設的环境維持

地域住民の最も身近な活動拠点である自治会・町内会等が設置する自治集会施設の適正な維持管理に資するため、下記事業に取り組めます。

- 集会施設整備費補助金制度の運用（継続）
- コミュニティ助成事業補助金制度の運用（継続）

V-3 市民公益活動の推進

ク 市民公益活動の活性化

地域の課題解決のための意欲ある市民公益活動を支援するとともに、市民公益活動団体の『つながる』意識を醸成し、情報共有、相互交流、世代交代による活動の継承を円滑に進めるため、団体のニーズに合わせて「市民提案型協働支援事業補助金制度」を見直し、適正運用に努めます。

○市民提案型協働支援事業補助金制度の運用（見直し） など

ケ 市民活動支援センター機能の拡充

市民公益活動団体を支援し、団体活動をさらに活性化するため、市民公益活動サポート組織を中心に、協働推進、『つながる』意識の醸成のための啓発活動、人材育成、相互のネットワークやコーディネートなど、市民公益活動のサポート機能をさらに拡充するため、下記事業に取り組めます。

○市民活動支援コーディネーターの配置（継続）

○市民公益活動関係情報の発信と相談対応（継続）

○市民公益活動サポート組織と連動した公益活動支援（新規）

○市民公益活動スキルアップ講座の実施（見直し） など

V-4 協働推進体制の整備

コ 市職員の協働意識の高揚

協働によるまちづくりを着実に進めるため、市役所内全ての職場、職員に対する協働意識の更なる浸透と『つながる』意識の醸成を図るため、下記事業に取り組めます。

- 協働のまちづくり推進本部の運営（継続）
- 各課等への協働のまちづくり推進員の配置（継続）
- 協働のまちづくり推進員研修の開催（見直し）
- 人事評価制度による職員の協働意識の高揚（新規）

サ 協働の提案テーブルの機能向上

地域課題の解決のため提案を持ち寄り、協働事業化に向けた話し合いを行う場として設置している「協働の提案テーブル」の機能を向上させるための見直しを図りながら、適正運用に努めます。

- 協働の提案テーブルの運用（見直し）

シ 市政への市民参画機会の充実

市民参画の対象となる行政施策へ市民の意見を広く反映させるため、適正な市民参画手続となるよう、下記事業に取り組めます。

- 自治基本条例推進委員会の運営（継続）
- 市民参画手続研修開催事業（新規）

ス 協働推進のための関連経費の確保

安定的に協働推進施策を運用するため、毎年度実施する行政評価結果に基づく協働推進施策の最適化に加え、企業版ふるさと納税制度の導入検討等、新たな財源確保の取組みを検討します。

- 協働推進施策の検証と見直し（見直し）
- 企業版ふるさと納税制度等の導入検討（新規）